

建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を改正する件（案）
（下線部分は改正部分）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であって、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあっては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ 次の（1）から（5）までに該当するもの

- （1） 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であるもの
- （2） 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- （3） 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を 0.3 以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあっては、令第八十八条第一項に規定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

（略）

- （4） 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられたもの
- （5） 安全上重要である天井（令第三十九条第三項に基づき、国土交通大臣が定めるものをいう。以下同じ。）が平成二十五年国土交通省告示第●●●号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める基準に適合するもの

ロ 次の（1）から（7）までに該当するもの

- (1) 地階を除く階数が二以下であるもの
- (2) 架構を構成する柱の相互の間隔が十二メートル以下であるもの
- (3) 延べ面積が五百平方メートル以内（平家建てのものにあつては、三千平方メートル以内）であるもの
- (4) イ (3) 及び (4) の規定に適合するもの
- (5) 令第八十二条の六第二号ロの規定に適合するもの
- (6) 構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部と基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたもの

(7) イ (5) の規定に適合するもの

ハ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）
第一条の三第一項第一号ロ (2) の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当するものを除く。）

イ 次の (1) から (3) までに該当するもの

- (1) ～ (2) （略）

(3) 前号イ (5) の規定に適合するもの

ロ 施行規則第一条の三第一項第一号ロ (2) の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（次号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の (1) から (6) までに該当するもの

- (1) 地階を除く階数が三以下であるもの
- (2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
- (3) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- (4) 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ (1) 、 (3) 及び (4) に適合するもの

の

(5) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イ (1) 及び (2) に適合するもの

(6) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

ロ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次の (1) から (7) までのいずれかに該当するもの

(1) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

(2) 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの

(3) 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであって、第一号イ (1) から (4) まで若しくはロ (1) から (6) まで又はハのいずれか（薄板軽量形鋼造のもの及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供するものにあつては、同号イ (1) から (4) まで又はハ）に該当するもの

(4) 高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであって、前号イ (1) 及び (2) 又はロに該当するもの

(5) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、次号イ (1) から (9) まで又は次号ロ (1) から (4) までに該当するもの

(6) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであって、イ (1) から (5) までに該当するもの

(7) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの以外のもの（前号イ又はロに該当するものを除く。）

イ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であって、次の (1) から (10) までに該当するもの

(1) 次の (i) 又は (ii) に該当するもの

(i) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を木造としたもの

(ii) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄筋コンクリート造とし、三階部分を木造としたもの

- (2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
- (3) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- (4) 地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの
- (5) (1) (i) に該当するものうち地階を除く階数が三であるものにあつては、二階及び三階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「二階及び三階部分」と読み替えるものとする。
- (6) (1) (ii) に該当するものにあつては、一階及び二階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「一階及び二階部分」と読み替えるものとする。
- (7) 地上部分について、各階の偏心率が令第八十二条の六第二号ロに適合することが確かめられたもの
- (8) 鉄筋コンクリート造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三第一号に定める構造計算を行ったもの
- (9) 木造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの
- (10) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

ロ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の (1) から (5) までに該当するもの

- (1) 地階を除く階数が二であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階部分を木造としたもの
- (2) イ (2)、(4) 及び (7) から (9) までに該当するもの
- (3) 延べ面積が三千平方メートル以内であるもの
- (4) 二階部分の令第八十八条第一項に規定する地震力について、標準せん断力係数を 0.3 以上（同項ただし書の区域内における木造のもの（令第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあつては、 0.45 以上）とする計算をし、当該地震力によって令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該建築物の振動特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられたもの

(5) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

ハ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次の (1) から (4) までのいずれかに該当するもの

- (1) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの
- (2) 高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）のものであって、第二号イ又はロに該当するもの
- (3) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、イ（1）から（9）まで又はロ（1）から（4）までに該当するもの
- (4) 第一号イ（5）の規定に適合するもの

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイから上までのいずれかに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（デッキプレート版を用いた部分以外の部分に限る。）のいずれもが次のイから上までのいずれかに該当するものを除く。）

- イ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの
- ロ 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの
- ハ 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであって、第一号イ又はロ（薄板軽量形鋼造のもの及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供するもの）にあつては、イ）に該当するもの
- ニ 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであって、第二号イに該当するもの
- ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであって、第三号イ（1）から（5）までに該当するもの
- ヘ 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ（1）から（9）まで又は前号ロ（1）から（4）までに該当するもの
- ト 第一号イ（5）の規定に適合するもの

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの（二以上の部分

がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）

イ 軽量気泡コンクリートパネルを用いたものであって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの

ロ 前号イから上までのいずれかに該当するもの

七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第五号イから上までのいずれかに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（屋根版以外の部分に限る。）のいずれもが第五号イから上までのいずれかに該当する建築物を除く。）

八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）

イ 次の（1）及び（2）に該当するもの

（1）平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号ロ（1）から（3）までに規定する構造方法に該当するもの

（2）骨組の構造が第五号イから上までのいずれかに該当するもの

ロ 次の（1）及び（2）に該当するもの

（1）平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第四項を除く。）に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

（2）第五号トに該当するもの